

## 第 27 回 独立行政法人国立印刷局契約監視委員会（審議概要）

開催日及び場所	平成30年12月18日（火） 国立印刷局本局会議室
委員	委員長 小林 芳郎（今川橋法律事務所弁護士） 委員 栗田 誠（白鷗大学法学部教授） 委員 黒川 行治（千葉商科大学会計大学院 会計ファイナンス研究科教授） 委員 岩橋 史明（独立行政法人国立印刷局監事） 委員 坂本 剛（独立行政法人国立印刷局監事）
審議対象	1 平成30年度上半期契約の点検 平成30年度上半期に契約締結した案件のうち、新規の競争性のない随意契約（1件）及び2か年度連続して応札者又は応募者が1者しかない契約（28件）（全29件）  2 更なる合理的な契約方式へ移行する案件について ・平成30年度調達等合理化計画に基づく随意契約への移行について ・原材料等契約における随意契約への移行について

議 事 等	内 容	
1 平成30年度上半期契約の点検	効率的に審議を行うため、以下の方法で行った。 (1) 全29件の中から、個別に審議する契約案件を栗田委員長代理が3件選定 (2) 選定された個別案件の契約を1件ごとに審議 (3) 選定された個別案件以外の契約については、本委員会の個別点検項目に沿って点検を実施した内容について報告し、審議	
個別案件	3件	新規の競争性のない随意契約案件1件、2か年度連続一者応札・応募案件から2件が選定され、合計3件について個別審議を行った。
新規の競争性のない随意契約案件	1件	「特殊材料」
2か年度連続一者応札・応募案件	2件	「電子入札コアシステムアウトソーシングサービス提供業務」 「印刷局ネットワーク通信回線の提供」
委員からの意見・質問、それに対する回答	別紙のとおり。	
個別案件以外	個別案件以外の26件の契約について本委員会の個別点検項目に沿って点検を実施した内容について報告し、審議を行った。 ・委員からの意見・質問、それに対する回答は、別紙のとおり。	

議 事 等	内 容
<p>2 更なる合理的な契約方式へ移行する案件について</p>	<p>更なる合理的な契約方式へ移行する以下の案件について審議を行った。</p> <p>「平成30年度調達等合理化計画に基づく随意契約への移行について」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員からの意見・質問は特になかった。</li> </ul> <p>「原材料等契約における随意契約への移行について」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員からの意見・質問、それに対する回答は、別紙のとおり。</li> </ul>
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「平成30年度上半期契約の点検」について、意見の具申又は勧告はなかった。</li> <li>・ 「更なる合理的な契約方式に移行する案件」については了承された。</li> </ul> <p>※なお、「原材料等契約における随意契約への移行について」は、実施前に委員へ情報提供することとされた。</p>

意見・質問	回 答
<p>◇個別契約案件審議  <b>【新規の競争性のない随意契約案件】</b>  「特殊材料」  （偽造防止技術の根幹に関する事項として本事業者と契約したとのことであるが、）選定に当たり、他に量産可能な業者はなかったのか。</p>	<p>量産可能な会社は数社しかなく、その中で印刷局の具体的な要請に対応可能な業者は他に存在しなかった。</p>
<p>◇個別契約案件審議  <b>【2か年度連続一者応札・応募案件】</b>  「印刷局ネットワーク通信回線の提供」  業者が見積もり価格を実勢より高い定価レベルで出し、それを参考とした予定価格が実勢より高くなったため、低落札となっていると思われる。  予定価格算定の際に市場の動向を的確に織り込んで予定価格を設定することが可能か研究することも必要ではないか。</p>	<p>ご指摘のとおりであると考えます。ただし、調達物品市場の動向等を把握して、どのように合理的に予定価格の積算に反映させていくかについては今後検討することとしたい。</p>
<p>◇個別契約案件以外  <b>【2か年度連続一者応札・応募案件】</b>  「Sニッケルペレットアノード」  同じ原材料で調達単価が上昇しているが、価格変動のあるものについて、以前の委員会で一括調達が議論となったと記憶しているが、その後、どのようなになったのか。</p>	<p>本局で一括調達することとした。ただし、発注数量については価格変動リスクを考慮し、年4分割として発注している。なお、契約単価については、上半期実績は上昇傾向であったが、その後は下降している状況である。</p>
<p>◇更なる合理的な契約方式へ移行する案件  <b>【原材料等契約における随意契約への移行について】</b>  「新規の随意契約案件として事後承認する」とされているが、契約監視委員に対し事前に情報提供して欲しい。</p>	<p>契約監視委員である監事が検証し、その他の契約監視委員へ実施前に情報提供するスキームで運用する。</p>